年　　月　　日

**科学研究費助成事業研究者名簿登録申請書**

【　**申請者記入欄**】※専任教員・特任教員・客員教員・助教以外の方は，毎年度提出してください。

※大学院生等学生の身分を持つ場合には，科研費の申請はできません。

※兼任講師及び客員研究員の応募資格については裏面を参照してください。

※学振特別研究員（PD）の方は研究推進員に○を付けてください。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 所属学部等・職  （職を○で囲んで下さい。） | | 学　部  研究科  機　構 | | | 専任教授・専任准教授・専任講師・助教・特任教授・特任准教授・特任講師・客員教授・客員准教授・客員講師・  兼任講師・名誉教授・研究推進員（ 専門研究員，  博士研究員〔ポスト・ドクター〕，研究員，  客員研究員 ）・専任職員 | | | | | | |
| フリガナ | |  | | | | | | |  | ※入力可能文字は,全角漢字,全角カナ,全角英字,中点(・),ピリオド(.)のみです。 | |
| 氏　　名 | |  | | | | | | |
| 英字氏名 | | (Family) 　　　　　 (Given) | | | | | | | | | |
| 生年月日 | | 年　　　月　　　日 | | | 性　別 | | 男 ・ 女 | | | | |
| 取得学位  (○で囲んで下さい) | | 学士　　・　　修士　　・　　博士　　・その他（　　　　　　　　　　　　） | | | | | | | | | |
| 連絡先 | | 住所　〒  電話  メールアドレス  ※研究費の執行状況を確認する際に使用するＩＤ等をお知らせしますので，必ず記入してください。 | | | | | | | | | |
| **学内における研究参画状況（受入先）**※兼任講師・名誉教授・研究推進員のみ記入のこと。  研究課題名等　（例）・特定課題研究ユニット「（研究代表者名・ユニット名）」，学振特別研究員（PD）は受入研究者名・期間  受入れ期間：　　　　年　　月　　日～　　　　年　　月　　日  上記研究における役割：  ご自身以外が研究代表者を務める科研費に参画している場合は，右のボックスにチェックをお入れ下さい →　□。 | | | | | | | | | | | |
| **研究者番号および昨年度の所属研究機関**  ※研究者番号をお持ちの方は必ずご記入ください。二重発行されるとシステムのエラーが起こり研究費の申請ができなくなります。  ・番号（８ケタ）：・所属機関名称： | | | | | | | | | | | |
| **【　受入れ研究者記入欄　】**  ※申請者（兼任講師・名誉教授・研究推進員）を受け入れる研究者が記入してください。  申請者が専任教員・特任教員・助教・専任職員・学振特別研究員（PD）の場合は記入不要です。  ※科学研究費助成事業にかかる各種連絡については，受入れ研究者から，上記申請者に案内するようお願いします。 | | | | | | | | | | | |
| **所　　属** |  | | | **氏　　名** | | ㊞ | | | | | |
| **申請者の研究場所（学内のみ）** | | |  | | | | | | | | |
|  | | | | | | | |  | | |  |
|  | | | | | | | | 【事務使用】  承　認 | | | 【事務使用】  受　付 |
|  | | |  |

**明治大学における科研費の応募資格者に関する内規（抜粋）**

第１条及び第２条 （略）

（応募資格者の範囲）

第３条　本学が科研費の応募資格者と認める範囲は，次のとおりとする。

(1)から(3)まで　　（略）

(4) 兼任講師

なお，申請時において，次のアからウまでの要件を全て満たすこと。

ア　特定課題研究ユニットでの研究活動，研究所研究費による研究活動，又は大型プロジェクトによる研究活動等（以下「学内研究」という。）への参画が半年以上経過していること。

イ　次年度に科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第２条に規定される研究機関への転出を予定していないこと。

ウ　参画している学内研究の研究代表者が申請者の学内における研究場所を保証していること。

(5)　名誉教授

学内研究に参画しており，研究代表者が申請者の学内における研究場所を保証していること。

(6) 研究推進員

学内研究に参画していること。なお，客員研究員については，第３条第４号を準用する。

(7)及び(8)　　（略）

２　 （略）

第４条から第７条まで 　　（略）

附　則

（略）

附　則（２０１７年３月１８日りん議決裁承認）

この内規は，２０１７年（平成２９年）４月１日から施行し，改正後の第３条第４号，第５号及び第６号の規定については，２０１７年度以降に申請する者から適用する。

（注　応募資格者の変更に伴う改正）